

福祉局月報

2024年 4月号



東京都福祉局

表 章 記 号 の 規 約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
比率を微小（0.05未満）の場合	0.0
減少をあらわす場合	▲又は△

注 本書に掲載の数値は速報値のため、今後公表される数値と相違する場合があります。
また、数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

